

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目次

◇訓 令 昭和三年九月鳥取県訓令甲第二十四号等を廃止する訓令
◇告 示 解除予定の保安林にする旨の通知
米飯提供業者の登録
海岸保全区域の指定
道路の区域の変更
道路の区域の決定
道路の供用の開始

◇選管告示 昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号の一部改正
政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

訓 令

鳥取県訓令第八号

昭和三年九月鳥取県訓令甲第二十四号等を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三年九月鳥取県訓令甲第二十四号等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

昭和三年九月鳥取県訓令甲第二十四号
鳥取県国費所属物品取扱細則（昭和二十三年十二月鳥取県訓令甲第二十六号）

附 則

この訓令は、昭和四十年八月十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字半田奥右六二二一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

砂防設備敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号
鳥振第二三九号	昭四〇、六、一二	岸野八重子	モートル とつとり
" 二四〇"	"	勝井 晴江	かつらぎ屋
日振第五七号	昭四〇、七、二	三沢 松代	泉屋
鳥振第二四一"	昭四〇、七、二三	中村 静江	中村 新生館
" 二四二"	"	小西 つる	清風館

鳥取県告示第四百九号

海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のように指定する。

昭和四十年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	指定	海岸名	管理者	区域
18		鳥取県鳥取沿岸 鳥取港海岸 浜坂東浜地区海岸	鳥取県 知事	鳥取市浜坂字東浜一、三八九の二番地 東側導流堤基部から八七度〇〇分一、一八〇メ 基点一の点 基点二の点 基点三の点 基点四の点 基点五の点 基点六の点 基点一から一八〇度〇〇分五〇、〇メ 基点二から二六三度三〇分七五、〇メ 基点三から三二五度〇〇分五五、〇メ 基点四から三二五度三〇分五四、〇メ 基点五から三二五度三〇分五四、〇メ 基点六から三二五度三〇分五四、〇メ

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 営業所の所在地

八頭郡河原町中井一六九の二	鳥取市叶八三四番地一
鳥取市富安三二九番地の四	住所に同じ。
日野郡日南町多里三〇一	"
岩美郡岩美町陸上六九三	"
" 四七七	"

番号	指定	海岸名	管理者	区域
19		鳥取県鳥取沿岸 鳥取港海岸 賀露西浜地区海岸	鳥取県 知事	鳥取市賀露町字西浜一、七五七の四五、 四番地先防波堤基部から二四六度〇〇分六〇、二 基点一の点 基点二の点 基点三の点 基点四の点 基点五の点 基点六の点 基点一から二五七度三〇分六六、三、〇 基点二から二五七度三〇分六六、三、〇 基点三から二五七度三〇分六六、三、〇 基点四から二五七度三〇分六六、三、〇 基点五から二五七度三〇分六六、三、〇 基点六から二五七度三〇分六六、三、〇 基点一から三四七度〇〇分一四七、〇 基点二から三四七度〇〇分一四七、〇 基点三から三四七度〇〇分一四七、〇 基点四から三四七度〇〇分一四七、〇 基点五から三四七度〇〇分一四七、〇 基点六から三四七度〇〇分一四七、〇

20

鳥取県鳥取沿岸
赤崎港海岸
赤崎東地区海岸

鳥取県
知事

- 基点八の点(別所字太鼓免海道下四九五の一番地)
- 基点九の点(別所字等取坂屋敷五〇一の一番地)
- 基点一〇の点(赤崎字東松ヶ谷一〇の地先無番地)
- 基点一一の点(赤崎字東松ヶ谷一〇の地先無番地)
- 基点一二の点(赤崎字東松ヶ谷三一の地先無番地)
- 基点一三の点(赤崎字東松ヶ谷三一の地先無番地)
- 基点一四の点(赤崎字松ヶ谷一、七三五の五番地)
- 基点一五の点(赤崎字松ヶ谷一、七二二の二番地)
- 基点一六の点(赤崎字松ヶ谷一、六九〇の二地先無番地)
- 基点一七の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点一八の点(赤崎字松ヶ谷二、〇二九の二番地)
- 基点一九の点(赤崎字松ヶ谷二、〇二九の二番地)
- 基点二〇の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二一の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二二の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二三の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二四の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二五の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二六の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二七の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二八の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点二九の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)
- 基点三〇の点(赤崎字松ヶ谷一、六八七の一番地)

21

鳥取県鳥取沿岸
赤崎港海岸
赤崎西地区海岸

鳥取県
知事

- 基点一の点(赤崎字針屋敷一、二四六の一番地)
- 基点二の点(赤崎字針屋敷一、二四六の一番地)
- 基点三の点(赤崎字針屋敷一、二四六の一番地)
- 基点四の点(赤崎字針屋敷一、二四六の一番地)
- 基点五の点(赤崎字針屋敷一、二四六の一番地)
- 基点六の点(赤崎字針屋敷一、二四六の一番地)
- 基点七の点(赤崎字針屋敷一、二四六の一番地)

鳥取県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年八月十日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	区域変更敷地の幅員延長	
			前	後
具道	湖山停車場布勢線	鳥取市湖山町字小山ヶ前七三九番地の二の先から	五・〇	六・五
		同市同町字小山ヶ前七八番地の七の先まで	八・〇	九・〇
			五五三	二四四

鳥取県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年八月十日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
県道	米子境線	境港市上道町字東地蔵田 一、八八六番地の一の先から 同 市同 町字瀬向 二、一七五番地の二の先まで	一五・〇	九四〇	

鳥取県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年八月十日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	湖山停車場 布勢線	鳥取市湖山町字小山ヶ前地内	昭和四十年八月十日

鳥取県告示第四百十三号

昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号（漁港管理者の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十年八月十日から施行する。

昭和四十年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表中御米屋の項を削る。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十年八月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

- 1 種 類 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- 2 期 間 昭和40年1月 1日から
昭和40年6月30日まで
- 3 表 示 場 所 選挙管理委員会

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		1件1,000円以上の寄附		1件500円以上の寄附		支出の総額	1,000円以上の支出		1件500円以上の支出		報告年月日
	円	件数	円	件数	円	件数		円	件数	円	件数	
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	246,570	1	37,570	—	—	—	177,220	1	176,800	—	40.7.5	
鳥取県医師連盟	100,051	1	100,000	—	—	30,000	—	30,000	—	—	7	
青桐会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	
民有林振興協会鳥取県支部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	
生長の家政治連合会鳥取県支部	30,100	—	—	—	—	22,060	11	16,540	5	3,020	12	
鳥取県民主政治研究会	2,465	—	—	2	1,245	2,465	—	—	2	1,345	15	
生田泰治後援会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	
虎林会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28	
公明党鳥取県支部連合会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28	
自由民主党鳥取県支部連合会	1,991,000	3	1,991,000	—	—	2,022,504	181	1,938,742	54	83,759	27	

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事業所の所在地
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	209,000円	1,045件	寄附者組合員	—	鳥取市
鳥取県医師連盟	37,570円	1件	全国たばこ耕作者政治連盟	—	東京都港区
鳥取県民主政治研究会	2,465円	5件	松本 静夫	自由業	米子市朝日町
自由民主党鳥取県支部連合会	168,000円	1件	自民党鳥取県会	政党	鳥取市東町
	600,000円	1件	仲原 善一	団体役員	東京都千代田区永田町
	1,223,000円	1件	自由民主党	政党	平河町

(2) 支出		支出の総額	件数	支出の目的	85,990円	14件	会議費
政覧、協会その他の団体名	支出の総額	420円	1件	旅費	153,336円	5件	組織部会費
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部		176,800円	1件	連盟負担金	13,900円	5件	教育宣伝費
鳥取県医師連盟		30,000円	1件	寄附金	70,485円	7件	婦人部会費
生長の家政治連合鳥取支部		5,385円	4件	旅費	47,609円	9件	青年部会費
		2,700円	8件	通信運搬費	200,000円	2件	返済金
		6,755円	7件	会議費	15,613円	2件	銀行利息
		4,650円	3件	印刷製本費	20,146円	5件	予備費
		2,000円	1件	人件費	535,000円	23件	支部助成費
		570円	1件	事務費			
鳥取県民主政治研究会		2,465円	5件	会議費			
自由民主党鳥取県支部連合会		246,000円	12件	職員給			
		6,600円	6件	雑給			
		44,790円	10件	旅費			
		230,700円	5件	電話料			
		5,060円	2件	備品費			
		45,700円	30件	広告料			
		60,000円	5件	借家料			
		56,527円	23件	通信運搬費			
		11,654円	4件	消耗品費			
		45,050円	5件	印刷費			
		3,000円	3件	雑費			
		41,582円	4件	役員会費			

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一冊月三百円(送料を含む)】